



№A00005

法人番号	法人税目
------	------

「限法人番号」は貴社の整理番号です。お問い合わせ先様の行政課税事務所に申請番号又は届出番号等を使用する場合はこの番号をご使用ください。なお、「法人番号」はマイナンバー制度における貴社の法人番号です。

予定申告（納付書のみ）用紙

貴社の法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の予定申告書の提出期限が近づきましたのでお知らせします。

申告書の提出先及びお問い合わせ先



* Pay-easy (ペイジー) 納付用情報の詳細及び税率表を裏面に掲載していますのでご覧ください。

事業年度			
収納機関番号	10001		
予定申告用	納付番号	納付区分	確認番号

※ 下欄の金額は前事業年度分として既に納付の確定している税額から算出した額を表示しています。その後修正申告があった場合は修正してください。

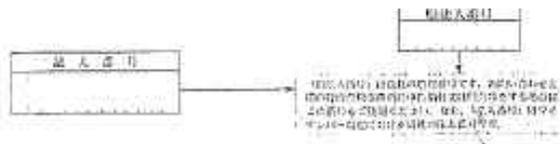
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円
前期末現在の資本金等の額	円

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税		法人の県民税	
前事業年度の事業税額	0.00 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額	0.00 円
所得割額	0.00 円	予定申告法人税割額	0.00 円
付加価値割額	0.00 円	この申告により納付すべき法人税割額	0.00 円
資本割額	0.00 円	算定期間中において事務所等を有していた月数	月
収入割額	0.00 円	この申告により納付すべき均等割額	0.00 円
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00 円	この申告により納付すべき道府県民税額	0.00 円
特別法人事業税額又は地方法人特別税額	0.00 円		
予定申告税額	0.00 円		
この申告により納付すべき事業税額・特別税額	0.00 円		

郡馬県	00130-6-960262	群馬県自動車税事務所		
所在地及び法人名				
北	90	東		
法人の県民税	01 法人税割額	02 均等割額	03 延滞金	04 計(01~03)
法人の事業税	05 所得割額	06 付加価値割額	07 資本割額	08 収入割額
特別法人事業税又は地方法人特別税	09 特別法人事業税額又は地方法人特別税額	10 計(05~09)	11 延滞金	12 過少申告加算金
	13 不申告加算金	14 重加算金	15 計(10~14)	16 合計額(04+15)

納期限 年 月 日
 課税事務所 税額課税 存続課税課税
 上記のとおり領収しました。
 ◎この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。
 裏面を御覧ください。(納税者係保)

※ 納付書はミシン線から切り離して使用してください。→



確定申告用プレプリント申告用紙

法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の確定申告書の提出期限が近づきましたので、申告書及び納付書を送付します。

(年 月 日から 年 月 日までの事業年度分)

- 貴社の上記事業年度分の法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の確定申告書の提出期限は、事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合はその延長された日まで)です。以下のいずれかの方法により申告してください。
 - ① 申告書を使用して申告してください。
 - ② 地方税ポータルシステム (eLTAx: エルタックス) を利用して申告してください。
- 貴社の上記事業年度分の法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の納期限は、事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合はその延長された日まで)です。以下のいずれかの方法で納付してください。
 - ① 納付書に税額を記入し、納付してください。また、確定申告書の提出期限の延長承認を受けている場合で、申告前に見込納付をされるときは、当納付書のうち申告区分別に「見込納付」と記載してある納付書で納付してください。なお、申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された期限までに納付していただくこととなりますが、本来の期限から延長された期間までの間は取戻として延滞金がかかりますので本税とあわせて納付してください。
 - ② 地方税ポータルシステム (eLTAx: エルタックス) の地方税納付システムを利用して納付してください。
 - ③ Pay-easy (ペイジー) を利用し、インターネットバンキング、金融機関のATM等から納付してください。
- 申告内容又は申告書の納付金額が必要な場合、別会についてはお問い合わせ先の行政課税事務所へご連絡ください。

申告書の提出先及びお問い合わせ先



*Pay-easy (ペイジー) 納付用納税の
詳細及び料金表を添付に掲載して
いますのでご覧ください。

Pay-easy (ペイジー) 納付用納税			
支払年次	18001		
納税区分	納付書	納付書	納付書
納付金額	納付書	納付書	納付書
納付書番号	納付書	納付書	納付書

本確定申告書には、予定申告等により既に納付の確定している額をふ記のとおり表示していますが、その最終正申告があった場合は修正してください。

法人の事業税額	法人の県民税額
00円	00円
年 報 告 額	均 等 割 賦
00円	00円

特別法人事業税又は
地方法人特別税

《くまま様の県民税にご協力ください》
(法人等の存在に依る県民税等の延滞取扱い)

前年度では、平成30年4月から5年間導入している「くまま様の県民税(免除)」の適用期間を5年間延長しました。
大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでまいりますので、引き続き、特権のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

税額は、法人の県民税均等額の7割相当額となります。
〔 上記年税額は、くまま様の県民税と併せ今後の年税額となります。 〕
詳細は、原簿の「税沖法」をご覧ください。

※この用紙は申告書と納付書を一括としてセットしていますので、マシン等から取り出してそれぞれ納税してください。

法人の県民税 納税証明書			
納税区分	納付書	納付書	納付書
納付金額	納付書	納付書	納付書
納付書番号	納付書	納付書	納付書
合計額(94+15)	10		

法人の県民税 納税証明書			
納税区分	納付書	納付書	納付書
納付金額	納付書	納付書	納付書
納付書番号	納付書	納付書	納付書
合計額(94+15)	10		

B'

確定申告（納付書のみ）用紙

法人番号	00130-6-960262
法人名称	群馬県自動車税事務所

※法人番号、法人名称の整理番号です。お問い合わせ先は、都道府県の行政サービスセンターに申付ください。この納付書は、マイナンバー制度における法人番号です。

貴社の法人の県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の確定申告書の提出期限が近づきましたのでお知らせします。

予定申告等により既に納付の確定している額は以下のとおりです。

法人の県民税	法人税割額	00円
	均等割額	00円
法人の事業税額		00円
特別法人事業税額又は 地方法人特別税額		00円

Pay-easy（ペイジー）納付用情報

事業年度			
収納機関番号	10001		
確定申告用	納付番号	確認番号	
	納付区分		
見込納付用	納付番号	確認番号	
	納付区分		

申告書の提出先及びお問い合わせ先



* Pay-easy（ペイジー）納付用情報の詳細及び税率表を裏面に降に掲載していますのでご覧ください。

100005	群馬県	00130-6-960262	群馬県自動車税事務所
所在地及び法人名			
様			
90	事業年度		
90	申告区分		
法人の県民税	法人税割額 01		
	均等割額 02		
	延滞金 03		
	計(01~03) 04		
法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額 05		
	付加価値割額 06		
	資本割額 07		
	収入割額 08		
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額 09		
	計(05~09) 10		
	延滞金 11		
	過少申告加算金 12		
	不申告加算金 13		
	重加算金 14		
	計(10~14) 15		
	合計額(04+15) 16		
納期限	年 月 日	額	日付印
課税事務所	群馬県 行政課		

上記のとおり領収しました。
 ◎この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。
 裏面を御覧ください。(納税者保管)

100005	群馬県	00130-6-960262	群馬県自動車税事務所
所在地及び法人名			
様			
90	事業年度		
90	申告区分		
法人の県民税	法人税割額 01		
	均等割額 02		
	延滞金 03		
	計(01~03) 04		
法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額 05		
	付加価値割額 06		
	資本割額 07		
	収入割額 08		
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額 09		
	計(05~09) 10		
	延滞金 11		
	過少申告加算金 12		
	不申告加算金 13		
	重加算金 14		
	計(10~14) 15		
	合計額(04+15) 16		
納期限	年 月 日	額	日付印
課税事務所	群馬県 行政課		

上記のとおり領収しました。
 ◎この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。
 裏面を御覧ください。(納税者保管)

※ 納付書はミシン線から切り離して使用してください



処理

プレプリント申告用紙等作成件数一覧表 (年 月 申告分)

[法人二税]

プレプリント申告用紙等作成件数一覧表

区分	果 税 務 所	申 告 書		納 定		付 均 等 割		書 見 込 納 付		計
		予 定	確 定	予 定	確 定	予 定	確 定	予 定	確 定	
法 人 送 付 分	0 1 中 部									
	0 4 西 部									
	0 7 吾 妻									
	0 8 利 根									
	0 9 東 部									
	果 計									
税 理 士 送 付 分	0 1 中 部									
	0 4 西 部									
	0 7 吾 妻									
	0 8 利 根									
	0 9 東 部									
	果 計									
合 計	0 1 中 部									
	0 4 西 部									
	0 7 吾 妻									
	0 8 利 根									
	0 9 東 部									
	果 計									

SFC1-SFHC080

F

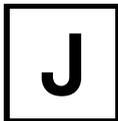
G

年 月 日

年 月申告期限分の関与法人について

- ・ 年 月現在で、あなたが関与し、年 月に申告期限が到来する法人は、別紙「関与法人一覧表」のとおりです。
- ・ あなたが関与しなくなった法人がある場合は、「関与法人一覧表」の取りやめ欄に○印を付け、返送してくださいようお願いいたします。
- ・ あなたが新たに関与することとなった法人がある場合は、別紙「新規関与法人連絡票」に記入の上、返送してくださいようお願いいたします。
- ・ 決算期、法人名称、所在地、代表者氏名、送付先の変更があった場合には、別途「法人の名称変更等の申告書」を提出していただく必要があります。
- ・ 法人の県民税・事業税の申告については、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告が利用できます。（平成18年1月16日から）eLTAXを利用するためには、事前に利用届出が必要となります。詳しくはeLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。
- ・ 法人の県民税・事業税の納付については、マルチペイメントネットワークに対応し、Pay-easy（ペイジー）が利用できます。（平成18年1月から）

照会先：



欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

事業年度	法人名	
------	-----------	-----	--

控除前所得金額 第6号様式⑧-(別表10⑨又は⑩)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年度前の②の合計額)のうち少ない金額</small>	翌期繰越額⑤ <small>((③-④)又は別表11⑫)</small>	
.	欠損金額等・災害損失金		円			
.	欠損金額等・災害損失金					円
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
.	欠損金額等・災害損失金					
計						
当期 区分	欠損金額等・災害損失金					
	同上のうち 災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類				災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
当期の欠損金額⑥			円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨		円
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩		
保険金又は損害賠償金等の額⑧						

第六号様式別表九(用紙「日本産業規格A4」)(第五条関係)「別紙」(一)

群馬県からのお知らせ

法人の県民税・事業税の主な税制改正の概要（税率改正以外）

1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）R2.4.1以降拡充

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金額の損金算入措置に加えて、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税・法人住民税法人税割及び法人税額から控除できます。

適用：改正地域再生法施行日（H23.4.20）からR7.3.31までの間に該当する寄附金を支出した事業年度

(1) 要件

- ①青色申告書を提出している法人であること。
- ②地方公共団体が行う、地方創生を推進する一定の事業（「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」）に対して寄附金を支出していること。
- ③寄附金額が10万円以上であること。
- ④次の都道府県、市町村への寄附でないこと。
 - ・主たる事務所等が所在する都道府県・市町村
 - ・地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ・地方交付税の不交付団体でその全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村

控除イメージ R2.4.1以降



(2) 控除額の計算（R2.4.1拡充後）

- ①控除額
 - ・法人事業税 寄附金額の20%
 - ・法人住民税 寄附金額の40%（道府県分5.7%、市町村分34.3%）
 - ・寄附金額の10%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附金額の10%が限度）
- ②控除上限額
 - ・法人事業税 法人事業税額の20%
 - ・法人住民税 法人住民税法人税割額の20%
 - ・法人税 法人税額の5%

(3) 手続・添付書類等

適用を受けるには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」及び「控除対象となる寄附であることを証する書面（寄附金を受けた地方公共団体が交付する受領証の写し）」を添付する必要があります。

※ 上記①②の事業に対する寄附金が対象のため、その他の事業や公益法人等への寄附金は対象外です。

2 法人の県民税均等割の税率区分の基準の見直し等

適用：H27.4.1以後に開始する事業年度

法人の県民税均等割の税率区分の基準及び法人の事業税資本割の課税標準（以下、「基準等」）について、原則下記①とし、①が②を下回る場合は②が基準等になります。

- ① 「資本金等の額」(※)
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合算額
- ➡
- ①>②の場合、基準等は①
 - ①<②の場合、基準等は②

※ 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号に規定する連結個別資本金等の額に、無償増資額を加算し、無償減資等による欠損填補額を控除した金額となります。なお、無償増資・無償減資等により資本金等の額を加算・控除の対象となる場合は、その事実・金額を証する書類（株主総会議事録など）を申告書に添付する必要があります。

概要	
無償増資額	平成22年4月1日以後に、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額。 （地方税法第23条第1項第4の6号イ(1)、第72条の21第1項第1号）
無償減資等による欠損填補額	平成18年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額。 （地方税法第23条第1項第4の6号イ(2)、第72条の21第1項第2号）
	平成18年5月1日以後に、剰余金を損失の填補に充てた金額。ただし損失の填補に充てた日以前1年間において剰余金として計上した額に限り、 （地方税法第23条第1項第1の6号イ(3)、第72条の21第1項第3号）

上記2の改正は、法人の事業税資本割においても同様の考え方となります。

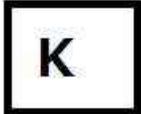
3 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

適用：H27.4.1～R3.3.31に開始する事業年度

法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、法人税の「控除対象給与等支給増加額」を法人の事業税付加価値割の課税標準である報酬給与額から控除できるようになりました。なお、控除額は、既存の雇用安定控除との重複を調整したものになります。

詳しくは、申告先行政県税事務所又は税務課へお問い合わせください。

※ 広報チラシは、時期によって内容・枚数・封入対象が変更



広報用チラシ（税率改正）

群馬県からのお知らせ

法人の県民税・法人の事業税等の税率について

1 法人の県民税（均等割）

資本金等の額	1,000万円以下の法人 21,400円	1,000万円を超え1億円以下の法人 53,500円	1億円を超え10億円以下の法人 139,100円	10億円を超え50億円以下の法人 577,800円	50億円を超える法人 856,000円
均等割額(年額)	群馬県で8つの条例の県民税(県民税均等割の超過課税)を導入しています。平成28年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金等の額により、年額1,400円～55,111円(均等割の税率の7%割当額)が標準額となります。				

2 法人の県民税（法人税割）

区分	税率	事業年度開始日		注1①～③の法人については県民の安心・安全な暮らしを実現するための群馬県独自の施策をさらに推進するため、標準税率に0.8%上乗せする超過課税にご協力をお願いいたします。 【超過課税の延長について】 令和3年令和8年4月30日までの間に終了する事業年度について適用させていただきますこととなりました。
		H26.10.1～R1.9.30	R1.10.1以後	
①資本(出資)金の額が1億円を超える法人	超過税率	4%	1.8%	
②法人税割が年1,000万円を超える法人		(注)	(注)	
③保険業法に規定する相互会社				
①～③以外の法人	標準税率	3.2%	1%	

3 法人の事業税

区分	課税標準	事業年度開始日				
		H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～R1.9.30	R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1以後
外形標準課税対象法人 (資本(出資)金の額が1億円以上の普通法人)	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1%	
	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%	
付加価値割		0.43%	0.72%	1.2%	1.2%	
資本割		0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	
一般法人 (外形標準課税対象法人を除く)	所得のうち年400万円以下の金額		3.4%		3.5%	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		5.1%		5.3%	
	所得のうち年800万円を超える金額		6.7%		7%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、農業法人等)	資本(出資)金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得		6.7%		7%	
	所得のうち年400万円以下の金額		3.4%		3.5%	
	所得のうち年400万円を超える金額		4.6%		4.9%	
電気(※を除く)ガス供給業、保険業	収入割		0.9%		1%	
	収入割(電気供給業に係る分)					0.75%
※電気供給業のうち小売電気事業者等 電気事業者を行う法人	資本(出資)金の額が1億円以下の普通法人等	収入割				1.65%
	所得割(電気供給業に係る分)					0.76%
	付加価値割(電気供給業に係る分)					0.37%
資本割(電気供給業に係る分)					0.15%	

4 地方法人特別税

区分	課税標準	事業年度開始日			
		H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～R1.9.30	R1.10.1以後
外形標準課税対象法人		67.4%	93.5%	414.2%	廃止
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)	法人事業税の所得割額				
特別法人(協同組合、信用金庫、農業法人等)		43.2%			
電気、ガス供給業、保険業	法人事業税の収入割額	43.2%			

5 特別法人事業税

区分	課税標準	(注)令和元年10月1日以後に開始する事業年度については、4の地方法人特別税が廃止され、5の特別法人事業税が創設されました。これに伴い、法人事業税の税率も変更となりますので、ご注意ください。	事業年度開始日	
			R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1以後
外形標準課税対象法人			260%	
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)	法人事業税の所得割額		37%	
特別法人(協同組合、信用金庫、農業法人等)	法人事業税の収入割額		34.5%	
電気(※を除く)ガス供給業、保険業			30%	
※電気供給業のうち、小売電気事業者等 電気事業者を行う法人	法人事業税の収入割額			40%

○ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告額は、次のとおり計算します。

区分	予定申告額
法人の県民税(法人税割)	前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数
法人の事業税	前事業年度の法人の事業税額÷前事業年度の月数×6.9 (所得割、付加価値割、資本割及び収入割に計算)
特別法人事業税	前事業年度の法人の事業税額÷前事業年度の月数×2.3

(注) 予定申告書の様式は、上表と異なる計算式が表示されていますが、上表に読み替えてください。

【お願い】 事業年度開始日によって、右表のとおり適用される税率が異なります。ご確認の上、申し込まさせていただきますようお願いいたします。

※ 広報チラシは時期によって内容・枚数・封入対象が変更

Q-2

外形標準課税に係る申告チェックリスト

外形標準課税に係る申告チェックリスト

外形標準課税の申告において、申告誤りの多い事項をご案内いたします。
申告時の確認に活用いただくとともに、申告書に添付いただけますと幸いです。
なお、誤りの多い項目を案内するものであり、内容の全てを網羅するものではありません。

【共通原則】

- ・ 法人税の所得の計算上損金(益金)の額に算入されるもの。＜原則1＞
(地方税法第72条の15、第72条の16、第72条の17)
例外： 固定資産等に係るものについては、当該事業年度において支払う額。＜原則2＞
(地方税法第72条の15、地方税法施行令第20条の2の2第2項等)
- ・ 消費税及び地方消費税を含まないもの。＜原則3＞
(総務省通達：地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）4の1の3)

報酬給与額

1 役員報酬・給与・手当・賞与・退職金等

【原則】

- ・ 所得税において給与所得又は退職所得とされるもの。＜原則4＞
(地方税法第72条の15、総務省通達：地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）4の2の3)

		Yes	該当なし
(1)	決算額に未払計上額やその戻しが含まれている場合、それを反映させた。 ※決算額ではなく給与台帳等から算出している場合に、特に注意が必要です。 <small>＜原則1＞関連、参考：調査事例集No.1</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	法人税申告書別表4による調整額(退職金・賞与等)がある場合、それを反映させた。 <small>＜原則1＞関連、参考：調査事例集No.6、11</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	消費税の課税仕入れとしている手当(通勤手当等)に係る消費税額を申告から除いた。 <small>＜原則3＞関連、参考：調査事例集No.5</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	所得税において非課税の限度を超えて支払われる手当(課税通勤手当等)を申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連、参考：調査事例集No.4</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	所得税において非課税とされる手当(非課税通勤手当等)を申告から除いた。 <small>＜原則4＞関連、参考：調査事例集No.5</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	永年勤続表彰等で支給した現金や商品券等のうち、所得税において給与所得又は退職所得とされるものを申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連、参考：調査事例集No.13、14</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	産業医や顧問等に支払う報酬のうち、所得税において給与所得とされるものを申告に含めた。 <small>＜原則4＞関連</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)	特別損失勘定などに計上した額がある場合、それを申告に含めた。 <small>＜原則1、4＞関連、参考：調査事例集No.3、10</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)	建設仮勘定やソフトウェア勘定などに計上した(振り替えた)額がある場合、それを申告に含めた。 <small>＜原則2＞関連、参考：調査事例集No.2</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 出向

他社への出向者又は他社からの出向者がおり、給料等に係る負担金の受入又は支払がある。

- 該当なし . . . 「3 役員や従業員のために支出する掛金」へ
 該当あり . . . 以下の項目を確認

【原則】

- ・ 出向者の給与等については、実質的負担者の報酬給与額となる。＜原則5＞
例外： 退職給与等については、形式的支払者の報酬給与額となる。＜原則6＞
(総務省通達：地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）4の2の14)

		Yes	該当なし
(1)	負担金受入額又は支払額に非課税通勤手当・社会保険料・退職給付引当金など、対象外のものを含めなかった。 ※退職金や退職引当金の負担額は対象外となりますが、企業年金掛金等の負担額は対象となります。 <small>＜原則4、5、6＞関連、参考：調査事例集No.7、8、9</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 外形対象法人に封入

所得金額に関する計算書



※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	県法人番号	申告区分
	法人番号	平成	年	月	日から
法人名	事業年度	平成	年	月	日まで

第六号様式別表五

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算					
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42)	①	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑳	人
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					期末の総従業者数	㉑	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③					外国から生ずる事業所得 (15+9)×㉒/㉓	㉒	円
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	④					鉱物の掘採事業と精練事業とを通じて算定した所得	㉓	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失控除金額	⑤					生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㉔	
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉕	
	小計	⑦					鉱物の掘採事業の所得 ㉓×㉔/㉕	㉖	
	減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧						
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨							
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩							
	特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑪							
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫							
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬							
	小計	⑭							
仮計	①+⑦-⑭	⑮							
外国の事業に帰属する所得	⑮	⑯							
再仮計	⑮-⑯	⑰							
非課税等所得	林業に係る所得	⑱							
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲							
	社会保険等に係る医療の所得	⑳							
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑							
小計	㉒								
所得金額差引計	⑰-㉒	㉓							
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉔								
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕								
所得金額再差引計	㉓-㉔-㉕	㉖							
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗								
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉘								
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉙								
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉚								
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉛								
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉜								
合計	㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜	㉝							

※ 医療法人に封入

医療法人等に係る所得金額の計算書



(第3号様式)

医療法人等に係る所得金額の計算書 (本表)

事業年度	から	まで	法人名	
総所得金額			(1)	
医療保健業とその他の事業とを あわせて行う場合又は土地譲渡 益等がある場合の所得の区分	医療保健業の所得金額		(2)	
	その他の事業の所得金額		(3)	
	土地譲渡益等		(4)	
社会保険分の 所得の計算	計算の基礎とする 収入金額	社会保険分の医療収入金額 (付表(7)欄の額)	(5)	
		医療保険業の総収入金額 (付表(イ)欄の額)	(6)	
	社会保険分の所得金額 $((1) \times (5) / (6))$ 又は $(2) \times (5) / (6)$		(7)	
課税所得金額 の計算	当期分の所得金額 $((1) - (7))$		(8)	
	前9年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		(9)	
	課税標準となる所得金額 $((8) - (9))$		(10)	

計算の基礎とする収入金額の計算書 (付表)

社会保険分の医療収入金額	健康保険法		その他の収入金額	労働者災害補償保険法		
	国民健康保険法			自費診療収入		
	高齢者の医療の確保に関する法律			利子補給金・事務取扱手数料等		
	船員保険法			健康診断、予防注射等受託医療収入		
	国家公務員共済組合法			その他の医療収入		
	防衛庁の職員の給与等に関する法律			入院料、ベッド代差額収入		
	地方公務員等共済組合法			患者、付添人食事代収入		
	私立学校教職員共済法			健康診断等証明収入		
	戦傷病者特別援護法			生産品等販売収入		
	母子保健法			受託技工、検査料等収入		
	児童福祉法			嘱託収入		
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入		
	生活保護法			電話、電気、ガス、寝具等使用料収入		
	出産扶助のための助産又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			不用品売却収入		
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			介護保険法		
	麻薬及び向精神薬取締法					
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			その他の付随収入		
	心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			計 (イ)		
	介護保険法			その他の事業の収入金額 この欄は、その他の事業の収入金額を医療保健業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。	商品販売収入	
	障害者自立支援法				物品貸付収入	
		計 (ウ)				
計 (本表の(5)欄へ) (7)		医療保険業の総収入金額 $(7) + (イ) + (ウ)$ (本表の(6)欄へ) (エ)				

※ 医療法人に封入



医療法人等に係る所得金額の計算書記載の手引 (複数枚の冊子になっている)

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引

1 この計算書の用途等

(1) この計算書の用途

①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は
②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下①、②を「医療法人等」といいます。）
が、法人の事業税の確定申告及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、この計算書を添
付してください。

ただし、次の法人は添付を要しません。

- 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人が行う医療
保健業（同法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる附帯業務として行うもの及び同項の
規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）のみを行う医療法人
- 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項及び同法第68条の99の規定（社会保
険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいま
す。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表
5）」（以下「第6号様式別表5」といいます。）の「備考」欄にその旨を記載するととも
に法人税法施行規則別表十（七）を添えて提出してください。

(2) 添付書類

この計算書（「医療法人等に係る所得金額の計算書（第3号様式）」）を提
出する場合に、次に掲げる資料を併せて添付してください。

ア 第6号様式別表5

イ 法人税法施行規則別表四（以下「法人税別表四」といいます。）

ウ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

エ 雑益及び雑損失等の内訳書

※ 医療法人に封入

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書



第六号様式別表一(提出用)

		※ 処理 事項	整理 番号	事務所 区分	県法人 番号	申告区 分
法人名	法人番号					
	連結事業年度 又は事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)- (①+②)	⑧					

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)

※ 連結対象法人に封入



ガス供給業の収入金額等に関する計算書
(複数枚の冊子になっている)

(第2号様式)

ガス供給業の収入金額等に関する計算書

法人名	事業年度	年	月	日から	法人番号	
		年	月	日まで		
営業収益	収入金分	ガス売上	1		円	
		託送供給収益	2			
		その他営業雑収益	3			
		法人税別表四による加算・減算	4			
		小計 1 + 2 + 3 + 4	5			
	所得金分	受注工事収益	6			
		器具販売収益	7			
		附帯事業収益	8			
		その他営業雑収益	9			
		法人税別表四による加算・減算	10			
		小計 6 + 7 + 8 + 9 + 10	11			
あん分率	$\frac{11}{5+11} = \frac{\quad}{\quad} =$		12	小数点以下第8位まで算出し 第9位以下は切り捨てること。		
課税標準となるべき収入金額	5の金額	13				
	貸倒償却(収入金分)	14				
	他のガス業者からガスの供給を受けた場合、ガス料金として支払うべき金額	15				
	天然ガスの掘探を行う法人から天然ガスを購入した場合は、それに課された鉱産税の課税標準額	16				
	託送料	17				
		18				
	小計 13 - 14 - 15 - 16 - 17 - 18	19				
	課税標準となるべき所得金額	収益	11の金額	20		
営業外収益 × 12			21			
特別利益 × 12			22			
			23			
法人税別表四による加算 × 12			24			
小計 20 + 21 + 22 + 23 + 24		25				
費用		供給販売費	26			
		一般管理費 × 12	27			
		営業雑費用	28			
		附帯事業費用	29			
		営業外費用 × 12	30			
		特別損失 × 12	31			
		法人税等 × 12	32			
		法人税等調整額 × 12	33			
		事業税及び地方法人特別税	34			
			35			
		法人税別表四による減算 × 12	36			
		小計 26 + 27 + 28 + 29 + 30 + 31 + 32 + 33 + 34 + 35 + 36	37			
		差引計 25 - 37	38			
	備考					

※ ガス供給業を行う法人に封入

その他営業雑収益に関する明細書



(第2号様式附表1)

その他営業雑収益に関する明細書

	区分 その他営業雑収益	ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの
内訳		円	円	円
		A	B	C
$A + \left(B \times \frac{1+2}{1+2+6+7+8} \right) =$				D

(第2号様式附表2)

供給販売費に関する明細書

	区分 供給販売費	ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの
内訳		円	円	円
			イ	ロ
$ハ + \left(\square \times \frac{6+7+8}{1+2+6+7+8} \right) =$				ニ

※ ガス供給業を行う法人に封入

報酬給与額に関する区分計算書(その1)



(第2号の2様式)

報酬給与額に関する区分計算書 (その1)

役員又は使用人に対する給与									
事務所又は事業所		期末の 従業者数	給与の額						
名称	所在地		ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの				
		人	円	円	円				
		小計							
		加算又は減算							
		計	ア	イ	ウ				
イ × 第2号様式[12] + ウ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3③欄へ転記					
役員又は使用人のために支出する掛金等									
			掛金等の額						
			ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの				
			円	円	円				
退職金共済制度に基づく掛金		1							
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料		2							
企業型年金規約に基づく事業主掛金		3							
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等		4							
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等		5							
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金		7-8							
事業主として負担する掛金及び負担金の総額		7							
代行相当部分		8							
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料		9							
		計	エ	オ	カ				
オ × 第2号様式[12] + カ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3④欄へ転記					
適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額		10	円	円	円				
適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額		11							
適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額		12							
適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額		13							
適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額		14							
適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額		15							
適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額		16							
		計	キ	ク	ケ				
ク × 第2号様式[12] + ケ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3⑤欄へ転記					

※ ガス供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

報酬給与額に関する区分計算書(その2)



(第2号の3様式)

報酬給与額に関する区分計算書 (その2)

労働者派遣等を受けた法人						
派遣をした者(派遣元)		派遣元に支払う金額			労働者派遣の概要	
氏名又は名称	住所又は所在地	ガス供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの	派遣労働者数	労働時間数
		円	円	円	人	時間
計		コ	サ	シ		
サ×第2号様式[12]+シ合計		円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2①欄へ転記			

※ ガス供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入



純支払利子に関する区分計算書

(第2号の4様式)

純支払利子に関する区分計算書

支払利子						
区分	借入先		期中の支払利子額			借入金等の 期末現在高
	氏名又は名称	住所又は所在地	ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの	
			円	円	円	円
計			ス	セ	ソ	
セ × 第2号様式[12] + ソ 合計			円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の4①欄へ転記		
受取利子						
区分	貸付先		期中の受取利子額			貸付金等の 期末現在高
	氏名又は名称	住所又は所在地	ガス供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの	
			円	円	円	円
計			タ	チ	ツ	
チ × 第2号様式[12] + ツ 合計			円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の4②欄へ転記		

※ ガス供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

資本金等の額に関する区分計算書



(第2号の6様式)

資本金等の額に関する区分計算書

収入金額課税事業を併せて行う法人					
事務所又は事業所		期末の 従業者数	事業年度末における従業者数		
名称	所在地		ガス供給業に 係る従業者	区分困難な従業者	その他の事業に 係る従業者
			人	人	人
		計	ノ	ハ	ヒ
ハ × 第2号様式[12] + ヒ		合計	人 ※	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3③欄へ転記	
ノ + ハ + ヒ		合計	人	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3④欄へ転記	

※ 計算式によって得られた人数は端数を切り上げる。

※ ガス供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

社会福祉法人・学校法人等における法人の県民税 課税・非課税の判定表



第23号様式（規格A4）

社会福祉法人・学校法人等における
法人の県民税 課税・非課税の判定表

県法人番号	
法人名	
事業年度	から まで

収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表四(48))		(1)		
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		(2)	
		収入金額 で益金の 算入のもの	受取配当金で益金とされなかった金額	(3)	
			還付法人税額等	(4)	
				(5)	
				(6)	
		加算欄計（(2) から (6) までの合計）		(7)	
	減算欄	支出金額 で損金の 算入のもの	寄付金の損金算入限度超過額	(8)	
			法人税明細書別表四において 損金不算入とした法人税額	(9)	
			法人税明細書別表四において 損金不算入とした附帯税額	(10)	
				(11)	
			(12)		
		減算欄計（(8) から (12) までの合計）		(13)	
収益事業から生じた所得金額 ((1) + (7) - (13))		(14)			
課税の判定	(14) × 90 / 100		(15)		
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に 支出した金額		(16)		
	(16) の金額が (15) の金額 以上である場合 非課税 未満である場合 課税				
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表一(二) 3. 法人税明細書別表四 4. 法人税明細書別表十四(二)				

注 この判定表は、申告書（第6号様式）に添付して提出してください。

※ 社会福祉法人又は学校法人に封入

電気供給業の収入金額等に関する計算書 (お知らせのチラシを含め、複数枚の冊子になっている)

(第1号様式)

電気供給業の収入金額等に関する計算書

法人名		事業年度	年	月	日から	県法人番号	
			年	月	日まで		
営業収益	収入金分	電力売上	1				円
		電力売上以外の電気供給業に係る収入	2				
		法人税別表四による加算・減算	3				
		小計 1 + 2 + 3	4				
	所得金分	電気供給業以外の事業に係る収入	5				
		法人税別表四による加算・減算	6				
		小計 5 + 6	7				
あん分率	$\frac{7}{4+7} = \frac{\quad}{\quad} = \quad$				8	小数点以下第8位まで算出し第9位以下は切り捨てること。	
課税標準となるべき収入金額	4の金額	9					
	貸倒償却(収入金分)	10					
	他の電気供給業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額(除自家消費)	11					
	再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金	12					
	託送料	13					
	消費税及び地方消費税相当額(税込経理の場合)	14					
	小計 9 - 10 - 11 - 12 - 13 - 14	15					
課税標準となるべき所得金額	収益	7の金額	16				
		営業外収益 × 8	17				
		特別利益 × 8	18				
			19				
		法人税別表四による加算 × 8	20				
	小計 16 + 17 + 18 + 19 + 20	21					
	費用	売上原価	22				
		販売費・一般管理費	23				
		貸倒償却(収入金以外の分)	24				
		営業外費用 × 8	25				
特別損失 × 8		26					
法人税等 × 8		27					
法人税等調整額 × 8		28					
事業税及び地方法人特別税		29					
		30					
法人税別表四による減算 × 8	31						
小計 22 + 23 + 24 + 25 + 26 + 27 + 28 + 29 + 30 + 31	32						
差引計 21 - 32	33						
備考							

※ 電気供給業を行う法人に封入

Z-1

(第1号様式附表1)

売上原価に関する明細書

売上原価		区分	電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
内訳			円	円	円
			A	B	C
$C + \left(B \times \frac{5}{1+2+5} \right) =$					D

(第1号様式附表2)

販売費・一般管理費に関する明細書

販売費・一般管理費		区分	電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
内訳			円	円	円
			イ	ロ	ハ
$ハ + \left(\square \times \frac{5}{1+2+5} \right) =$					ニ

※ 電気供給業を行う法人に封入

報酬給与額に関する区分計算書(その1)

Z-2

(第1号の2様式)

報酬給与額に関する区分計算書(その1)

役員又は使用人に対する給与									
事務所又は事業所		期末の 従業員数	給与の額						
名称	所在地		電気供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの				
		人	円	円	円				
		小計							
		加算又は減算							
		計ア	イ	ウ					
イ × 第1号様式[8] + ウ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3③欄へ転記					
役員又は使用人のために支出する掛金等									
			掛金等の額						
			電気供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの				
退職金共済制度に基づく掛金		1	円	円	円				
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料		2							
企業型年金規約に基づく事業主掛金		3							
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等		4							
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等		5							
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金		7-8							
事業主として負担する掛金及び負担金の総額		7							
代行相当部分		8							
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料		9							
		計工	オ	カ					
オ × 第1号様式[8] + カ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3④欄へ転記					
適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額		10	円	円	円				
適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額		11							
適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額		12							
適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額		13							
適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額		14							
適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額		15							
適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額		16							
		計キ	ク	ケ					
ク × 第1号様式[8] + ケ		合計	円	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3⑤欄へ転記					

※ 電気供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

報酬給与額に関する区分計算書(その2)

Z-2

(第1号の3様式)

報酬給与額に関する区分計算書(その2)

労働者派遣等を受けた法人						
派遣をした者(派遣元)		派遣元に支払う金額			労働者派遣の概要	
氏名又は名称	住所又は所在地	電気供給業に係るもの 円	区分困難なもの 円	その他の事業に係るもの 円	派遣労働者数 人	労働時間数 時間
計		コ	サ	シ		
サ×第1号様式[8]+シ合計	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2①欄へ転記				

※ 電気供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

Z-2

(第1号の4様式)

純支払利子に関する区分計算書

支払利子						
区分	借入先		期中の支払利子額			借入金等の 期末現在高
	氏名又は名称	住所又は所在地	電気供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの	
			円	円	円	円
計			ス	セ	ソ	
セ × 第1号様式[8] + ソ 合計			→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の4①欄へ転記			
受取利子						
区分	貸付先		期中の受取利子額			貸付金等の 期末現在高
	氏名又は名称	住所又は所在地	電気供給業に 係るもの	区分困難なもの	その他の事業に 係るもの	
			円	円	円	円
計			タ	チ	ツ	
チ × 第1号様式[8] + ツ 合計			→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の4②欄へ転記			

※ 電気供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

資本金等の額に関する区分計算書

Z-2

(第1号の6様式)

資本金等の額に関する区分計算書

収入金額課税事業を併せて行う法人					
事務所又は事業所		期末の 従業者数	事業年度末における従業者数		
名称	所在地		電気供給業に 係る従業者	区分困難な従業者	その他の事業に 係る従業者
			人	人	人
		計	ノ	ハ	ヒ
ハ × 第1号様式[8] + ヒ		合計	人	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3③欄へ転記	
ノ + ハ + ヒ		合計	人	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3④欄へ転記	

※ 計算式によって得られた人数は端数を切り上げる。

※ 電気供給業を行う法人でかつ外形対象法人に封入

料金後納
郵便

法人送付用窓アキ封筒



法人の 県民税
事業税 申告書在中
特別法人事業税又は
地方法人特別税

法人の県民税・事業税
特別法人事業税又は 地方法人特別税 の申告・納税は ^エ**eLTAX** ^ル ^タ ^ク ^ス で!

- エ
○ ル eLTAXを利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の電子申告・
電子納税ができます。

ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)
から行ってください。利用届出の方法等、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

群馬県 行政県税事務所

〒



税理士用 角2封筒

※ 封入件数に応じ「マチ付き封筒」に変更

法人の 県民税
事業税 申告書在中
特別法人事業税又は
地方法人特別税

法人の県民税・事業税
特別法人事業税又は
地方法人特別税 の申告・納税は **eLTAX** で!

- eLTAX(エルタックス)を利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の**電子申告・電子納税**ができます。
ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)から行ってください。
利用届出の方法等詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

送付元 群馬県 総務部 税務課

【申告及び問い合わせ先について】

申告に関する問い合わせ等については、下記の所管区域に係る行政県税事務所までお願いいたします。

行政県税事務所名	所在地及び電話番号	所管区域
前橋行政県税事務所	〒371-8501 前橋市上細井町2142-1 TEL 027-234-1800	前橋市、渋川市、榛東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町
高崎行政県税事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3 TEL 027-322-6297	高崎市、安中市、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664 TEL 0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412 TEL 0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	〒373-8508 太田市西本町60-27 TEL 0276-31-3261	太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町